

【アメリカ】女性に対する暴力防止法の改正

海外立法情報課・井樋 三枝子

* 女性に対する暴力防止法は、女性に対する暴力への連邦による包括的対応を目的として、1994年に制定された。州等に対する各種の補助金プログラムを内容とする部分が多く、2000年及び2005年に歳出の再授権がなされた。2011会計年度で補助金歳出の授権が切れるため、再授権法案が連邦議会に提出されていたが、同時に新設し及び改正する内容に関して意見が対立し、審議が難航していた。最終的に、2013年3月7日、再授権法は成立した(P.L.113-4)。

1 「女性に対する暴力防止法」制定経緯

アメリカでは1980年代、家庭内での暴力(DV)等の女性が被害者となる犯罪に注目が集まるようになり、このような問題を家庭内の私事ではなく、社会的にも刑事司法の場でも、明確に犯罪として取り上げる試み等がなされた。このような動きに対応した連邦議会は、1984年に家庭内暴力防止及びサービス法(P.L.98-457)を制定した。DVの防止や避難所の開設等の被害者の保護・独立のための支援プログラム(例えば、後に女性に対する暴力防止法にも組み込まれるDVホットラインの設置等)を各州が実施するための補助金の授権が、その内容であった。

1994年には、1994年暴力犯罪規制及び法執行機関法が制定され、この第IV編が女性に対する暴力防止法(Div. IV of P.L.103-322)であった。この法律では、女性に対する暴力犯罪への法的対応が弱いという指摘を受け、州等の法執行機関の対応力強化への支援と被害者への支援のための連邦補助金プログラムを多数策定した。その他、他州等で発令された保護命令の執行を州等に義務付けて、管轄外で保護命令に違反し、侵害又は嫌がらせを行う場合と被害者に州境を無理やり越えさせ、暴力によって身体的損傷を与える場合を、新たに連邦犯罪とした。また、連邦性犯罪の加害者に、被害者への補償を義務付け、常習的性犯罪者の刑罰を強化した。一方、違法な性行為に関する連邦の民事・刑事裁判では、被害者の過去の性的行為を証拠として採用しないこととした。1995年には、この法律を所管する女性暴力防止局が司法省に設置された。

その後、外国人の妻がDV等の被害に遭った場合に、合衆国市民又は永住者である夫が、妻の永住権取得に影響力を有しているため、助けを求めにくいこと、人身取引の手段として婚約者呼び寄せビザ(Kビザ)が用いられること等が問題視されるようになった。また、女性に対する暴力には、性的暴行も多く、加害者の残した証拠からDNAサンプルを作成し、それを迅速にデータベースに登載することにより、常習的性犯罪者を効果的に把握することが求められた。こうした事項を背景に、以後、女性に対する暴力防止法は、移民及び国籍法、人身取引被害者保護法(P.L.106-386)、DNAデータベース構築や司法手続に関する各種の連邦法等と相互に関係しながら、再授権及び法改正を重ねた。また、デート時の暴力の被害者も、対応と支援の対象となった。

2 2013 年再授權法の概要

今回、連邦議会の審議で意見が対立した点は、インディアン部族政府及び部族裁判所への新たな権限の付与と同性愛者の被害者への支援を行うか否かであったが、これらは、すべて取り入れられて成立した。なお、この法律第 12 編では、人身取引被害者保護法及びその後の再授權法の改正が盛り込まれている（本号短信参照）。

(1) **被害者の明確化** ①居住地（遠隔地に居住等）、②宗教、所属コミュニティ、③性的指向等が障害となり、女性に対する暴力防止法に基づく各種支援プログラムの支援を受けにくい被害者を「十分な支援を受けていない人々」と定義し、支援対象として明確化する。また、各種支援プログラムの実施にあたり、新たに若年層（11 歳～24 歳）、高齢者、障害者、インディアン部族への支援に焦点を当てることを規定する。

(2) **インディアン部族に関する規定** 部族裁判所管轄内で発生した DV、デート時の暴力、保護命令違反等の暴力犯罪に関する部族裁判所権限を強化するため、当該犯罪に関し、連邦及び州と同等の保護命令の発給・執行も可能となるような管轄権を与える。ただし、暴力犯罪の訴追にあたって部族政府は、被告人と部族との間に必要不可欠な結びつきがあることについての証明責任を負い、被告人に公平な陪審審理を提供し、権利を告知しなければならない。インディアン女性に対する暴力犯罪撲滅のため、新たに、部族政府への補助金対象に、性的搾取を目的とした人身取引対策を含める。部族の刑事司法制度に対する評価、運用訓練に対する支援のための補助金を新設する。

(3) **非移民ビザ関係** 特定犯罪の被害者である外国人に対する非移民ビザ（U ビザ）の発給対象となる犯罪につきまとい罪を含める。また、同時にビザの発給対象となる同伴する子の範囲を拡大する。U ビザ制度は、女性に対する暴力防止法の 2000 年の再授權法で新設された。また女性に対する暴力防止法は、合衆国市民又は永住者の外国人配偶者が虐待を受けた場合、婚姻に基づかず、単独で永住権申請の資格を得ることができるという規定を新設したが、今回の改正により、これに基づく永住申請者の子も、親の永住権取得と同時に永住が許されるようになる。合衆国市民又は永住者が、その外国人婚約者のために K ビザを申請する場合、開示を要求される犯歴の範囲を拡大し、国土安全保障省は、申請者が保護命令の発令を受けていないかを確認する義務を負う。

(4) **被害者住居** DV 被害者等の住居に関する権利を強化するため、政府支援住宅等の賃借人又は賃借人の配偶者や親族等が DV 被害者等である場合、居住者による DV 犯罪行為のみを理由とし、世帯を立ち退かせること等を禁止する。公的住宅を所管する機関や支援住宅の所有者が、DV 被害者等である配偶者や親族等への支援・居住等を継続させながら、同居する加害者への支援の打切りや立退き等を実施できるようにする。

(5) **その他** DNA データベースへの証拠サンプル登録滞貨解消のための新たな取組みへの補助金の授權、コンピュータ又は電子通信機器を使用したつきまとい行為に関して、つきまとい罪に明確に規定する連邦刑法の改正等を行う。

参考文献(インターネット情報は 2013 年 4 月 19 日現在である。)

・ S.47(2013-2014), CRS Summary as of 3/7/2013. <<http://thomas.loc.gov/>>